

富士野球連盟規約

富士野球連盟

富士野球連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、富士野球連盟（少年部を含め以下「連盟」という。）と称し、静岡県野球連盟（以下「県連」という。）に登録し、県連富士支部と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を事務局長宅に置くものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、アマチュアスポーツとして正しい軟式野球を広く市民に普及し、健全な発展を図ると共に会員相互の親密な連携、体育の向上と振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 公認野球大会の主催、主管及び後援に関する事
- (2) 軟式野球規則の周知、徹底に関する事
- (3) 軟式野球（少年部を含む。）の普及、振興に関する事
- (4) 軟式野球（審判員を含む。）の技術の向上に関する事
- (5) 軟式野球施設の確保と拡充に関する事
- (6) その他必要な事業を行う事

第3章 会員

(会員)

第5条 本連盟の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員としての社会人チームは、職業野球競技者及び学生、生徒（夜学生であっても昼間一定の職業に従事している者を除く。）を除く者をもって編成し、次のいずれか一つに該当するものをいう。

(1) 職域チーム：当地域内に所在する事業所等で、同一職場に勤務する者のみにより編成するチーム

(2) クラブチーム：当地域内に居住又は、勤務する者のみにより編成するチーム

3 正会員としての少年部（中学、学童部）チームは、当地域内の各小中学校校区単位で編成するものとする。

4 本連盟の目的及び事業に賛助する者は、賛助会員とする。

(チームの編成等)

第6条 各大会への出場にあたっては、登録人数にかかわらず、次により編成しなければな

らない。

2 一般チームは、監督を含む選手10名以上20名以内で編成しなければならない。

(1) 大会でベンチに入れる人数は、監督を含む選手20名以内と、選手として登録しない部長（チーム責任者）、マネージャー、スコアラー、トレーナー（有資格者）各1名とする。

(2) 総監督、コーチ、マネージャー、スコアラー、トレーナーを選手として登録することはできるが、20名の範囲内でユニフォームを着用し、背番号を付けなければならない（ブロック戦以上は、20名以内とする。）。学童部は、県連少年部の規定による。

(3) 背番号は、監督30番、コーチ29番、28番、主将を10番とし、選手は0番から99番とする。

3 少年チーム（少年部・学童部）は、監督1名、コーチ2名以内、選手10名以上20名以内で編成しなければならない。ただし、監督、コーチは成人者でなければならない。ただし、ガールズトーナメントは別に定める。

4 一般チームは、競技及び開会式には10名以上参加しなければならない。少年チームは、競技及び開会式には監督・コーチ・参加届に記載された選手全員を参加させなければならない。

ただし、特別の事情が生じたと大会委員長が認めた場合は、この限りではない。

第4章 組織

(組織)

第7条 本連盟は、第5条の条件に基づき第9条及び第10条の規定により登録された正会員並びに第13条に規定する役員その他、本連盟に登録の審判員をもって組織する。

第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第8条 正会員となる社会人チームは、県連の定める登録申込書（4通）に会費及び共済加入金を添えて、毎年本連盟の定期総会の日までに事務局に新規及び更新の登録手続きを行う。新規加盟については、入会金を徴収する。

第9条 本連盟は、前条の登録申込書を第5条の規定に基づき資格の確認を行い受理したときは、直ちに正会員として名簿に登録（本連盟保有のチーム数A・15%、B・30%、C・55%を確立する。）し、登録申込書（3通）に会費及び共済加入金を添えて3月31日までに県連に登録手続きを行い、手続きが完了と同時に県連会員の資格を取得する。

第10条 正会員となる少年部（2部、学童）チームは、県連少年部の定める登録申込書（4通）に会費を添えて、毎年3月31日までに本連盟に登録手続きを行う。なお、本連盟は、受理した登録申込書（3通）に会費を添えて3月31日までに県連少年部に登録手続きを行い、手続きが完了と同時に県連会員の資格を取得する。

第11条 正会員は、登録事項に異動を生じたときは、その旨を本連盟に届出なければならない。なお、本連盟は、その旨を県連に届出なければならない。

(脱退)

第12条 正会員は、次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第5条に定める条件を欠き本連盟が不適格と認めたとき
- (2) 自らが脱退の意思を表明したとき
- (3) 本連盟が除名処分の処置を行ったとき

第6章 役員及び任期

(役員)

第13条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 10名程度
- (6) 理 事 20名程度
- (7) 監 事 2名

(会長)

第14条 会長は、理事会の議を経て総会において決定する。

(副会長)

第15条 副会長は、会長が推薦し、理事会の議を経て総会において決定する。

(名誉役員)

第16条 本連盟は、名誉役員として名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉役員は、理事会で推薦し、総会の同意を経て会長が委嘱する。

(理事長)

第17条 理事長は、理事会の協議により選出し、会長が任命する。

(副理事長)

第18条 副理事長は、理事会の協議により選出し、会長が任命する。

(常任理事)

第19条 常任理事は、次条第2項に規定する理事のうち、正副会長、理事長、各部の部長及び事務局長をもって充てるものとする。

(理事)

第20条 理事は、会長が指名し、総会において決定する。

2 理事は、正副会長、理事長の他、第40条第1項の規定に基づき設置の事業部、審判部、少年部、マスターズ部の各部正副部長、経理部長、事務局長及び中学校野球部顧問会議の代表をもって充てるものとする。

(監事)

第21条 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。ただし、理事を兼任することはできない。

(任期)

第22条 役員の任期は、2ケ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員による補充または、増員による役員の任期は、他の役員の残任期間とする。

3 役員の任期が満了しても、後任者が決定するまでは、その職務を執り行う。

4 本連盟の役員として相応しくない行為のあった者は、任期が中途であっても理事会に諮り解任する。

第7章 役員の仕事

(会長)

第23条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第24条 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。

(名誉役員)

第25条 名誉役員は、会長の諮問に応じ、または、会長の要請により会議に出席し意見を述べるができる。

2 名誉役員は、本連盟の他の役員を兼ねることができない。

(理事長)

第26条 理事長は、理事会の議決に基づく会務を執行し、会長、副会長が事故ある時は、その職務を代行する。

(副理事長)

第27条 副理事長は、理事長を補佐し理事長が事故ある時は、その職務を代行する。

(常任理事)

第28条 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会より委任された会務の執行並びに緊急を要する会務について協議し執行する。なお、協議事項及び執行結果については、次の理事会に報告する。

(理事)

第29条 理事は、理事会を組織し、理事長を補佐し、諸事業を執行する。

(監事)

第30条 監事は、本連盟の会計を監査し、総会において報告する。

第8章 会議

(総会)

第31条 総会は、会長が招集し、議長となる。

2 総会は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、同一議事に再度招集した場合

は、この限りでない。

3 総会には、代理人を出席させることができる。その場合は、委任状を会長に提出しなければならない。

4 総会は、毎年1回定時に招集する。また、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。なお、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(常任理事会)

第32条 常任理事会は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

2 常任理事会の議事は、全ての出席者の合意によるものとする。

3 緊急を要する事項で常任理事会を開催する暇のない場合には、会長は副会長及び理事長と協議しこれを執行する。その場合は、次回の常任理事会に報告するものとする。

(理事会)

第33条 理事会は、必要に応じ会長が招集し議長となる。

2 理事会は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、同一議事に再度招集した場合は、この限りでない。

3 理事の3分の1以上から会議の目的事項を示し請求のあった場合、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。

4 理事会の議事は、全て出席者の合意によるものとする。

第9章 会 計

(経費)

第34条 本連盟の事業遂行に要する経費は、会費、補助金、助成金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第35条 会費は、登録した各チームよりの拠出とするが、その額は総会において決定する。

(事業計画及び予算)

第36条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会計年度毎に会長が編成し、総会において議決を経なければならない。なお、事業計画及び予算の執行に大幅な変更を生ずる場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第37条 本連盟の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、決算書及び証拠書類を添えて監事の審査に附し、総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第38条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から始まり、12月31日をもって終る。

第10章 事務局

(事務局)

第39条 本連盟の事務を処理するため事務局を設け、第19条に規定する事務局長を充てるものとする。

2 会長は、必要に応じ事務局長を補佐するものを置くことができる。

3 事務局長は、第20条第2項に規定する各部の部長と緊密な連携を図り、本連盟の諸事業の円滑な運営にあたるものとする。

第11章 専門部

(専門部)

第40条 本連盟は、第4条に規定する事業を遂行するために必要な専門部（事業部、審判部、少年部、マスターズ部、経理部、事務局等）を設置することができる。

2 専門部は、理事会の承認を経て専門部会の規定を定めるものとする。

第12章 規律

(規律)

第41条 正会員たるチームは、一つの支部以外に、また、その構成員は一つのチーム以外に加入することはできない。

2 正会員たるチーム及びその構成員は、県連及び支部連合会、本連盟の主催、後援または、公認の野球大会以外の大会に出場することはできない。

3 正会員たるチーム及びその構成員は、本規約並びに施行細則を遵守しなければならない。

4 正会員たるチーム及びその構成員は、同条各項の規定に違反した場合は、理事会において除名あるいは大会への出場停止等その他の処分を行う。

第13章 規約の改正

(規約の改正)

第42条 本連盟の規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数以上の賛成を得なければならない。

第14章 補則

(補則)

第43条 本連盟の規約の施行に定めるものの他必要な事項は、理事会の議を経て別に施行細則を定めるものとする。

附則 本規約は、昭和55年1月1日から施行する。

附則 本規約は、平成9年2月21日から施行する。

附則 本規約は、平成24年2月10日から一部改正施行する。

附則 本規約は、平成28年2月18日から一部改正施行する。

富士野球連盟施行細則

(抽選会)

第1条 チームは抽選会に出席しなければならない。ただし、次の各項による事由による場合は、本連盟の処分の対象とならない。

- (1) 抽選会に出席する途中、交通事故等により遅刻するような場合は、直ちに電話等で会場に連絡したとき。
- (2) 天災、火災等によりチームの大半が影響を被り、チームが出場不可能な場合、チームの責任者から本連盟に届出があったとき。

(日程の確認)

第2条 大会日程（試合のスケジュール、使用球場等）等に変更を生ずる場合があるので、各チームは、連盟の指定する掲示場所にて確認する。

(チーム編成等)

第3条 各種大会への出場にあたっては、登録人数に関わらず、次により編成しなければならない。ただし、各種大会で別の定めがある場合はその大会規定に則る。

- 2 一般チームは、監督を含む選手10名以上20名以内で編成しなければならない。
 - (1) 大会でベンチに入れる人員は、監督を含む選手20名以内と、選手として登録しない部長（チーム責任者）、マネージャー、スコアラー各1名とする。
 - (2) 総監督、コーチ、マネージャー、スコアラーを選手として登録することはできるが、20名の範囲内でユニフォームを着用し、背番号を付けなければならない。
 - (3) 背番号は、監督30番、コーチ29番、28番、主将を10番とし、選手は0番から99番とする。
- 3 少年チーム（少年部・学童部）は、監督1名、コーチ2名以内、選手10名以上20名以内で編成しなければならない。ただし、監督、コーチは成人者でなければならない。
なお、県連少年部、各種大会等で別の定めがある場合は、その大会規定に則る。

(不正に関する処置等)

第4条 連盟主催大会中において不正行為のあったチームの処置は、次により処分する。

- (1) 試合中に発覚した場合は、その試合を没収して相手チームに勝を与える
 - (2) 試合後に発覚した場合は、次に対戦する相手チームに勝を与える。
 - (3) 決勝戦終了後に発覚した場合は、準優勝チームを優勝とする。
- 2 個々の選手の不正は、チームの責任として失格とし、次の大会への出場は認めない。
 - 3 試合に関連して、暴力行為を行った選手に対しては、その試合も含め、最低その年度の試合出場を停止する。

(大会に棄権した場合の処置等)

第5条 本連盟主催の大会に棄権した場合は、次の事項による処分を行う。

- 2 試合開始定刻に集合しないチームは、棄権とみなし、相手チームに勝ちを与える。また、

両チームが集合しなかった場合は、両チームとも棄権とみなし失格とする。

3 次の各号により止むを得ず棄権するときは、届け出を行えば処分の対象とならない。

- (1) 天災により出場が不可能となったとき
- (2) 集団罹病により出場が不可能となったとき
- (3) 交通事故等により出場が不可能になったとき

(優先順位)

第6条 同一チームが二つ以上の大会に出場し、その試合日程が重複するときは、上位の大会に出場すること。この場合は、下位の大会の日程を許す限り本連盟において調整し、考慮する。

(大会参加料)

第7条 大会参加料は、総会当日に年会費に含めて納入するものとする。また、棄権その他の事由で試合を行わなくても、参加料の返還はしない。

(登録)

第8条 会員（選手）の登録は、次により行うものとする。

- (1) 年度毎に新規及び更新の登録を行う。
- (2) 原則として、年度内（大会開催中を含む。）にチーム間の選手の移動登録は認めない。これに違反したチーム（移動前、異動後の両チーム）は、失格とし、次の大会にも出場は認めない。ただし、勤務先の変更等により止むを得ないときに限り、前所属チームの責任者の承認印のある退部証明書があればこれを認める。
- (3) 新規登録選手は、登録と同時に大会に出場することができる。ただし、抽選会終了後の登録選手は、その大会には出場できない。
- (4) 学校卒業見込みの者は、卒業予定日の前月中より準登録することができる。準登録選手は、卒業と同時に登録選手となり4月1日以降の大会に出場できる。

(大会運営規定)

第9条 各種大会における運営は、次の各項を遵守し、チーム相互が協力し合い試合を行うものとする。

- (1) 大会出場チームは、到着したならば直ちに本部に届け出て、メンバー交換用紙（複写式）を受け取ること。

メンバー交換用は、天候等の継続試合を考慮して、登録選手全員を記入すること。

- (2) 第1試合の両チーム主将は、試合開始30分前にメンバー交換用に記入したものを本部に提出し、当該審判員の立会いのもと攻守を決め、注意事項の説明を受けること。

第2試合以降は、7回戦の場合は前試合の4回終了時、9回戦の場合は5回終了時に同様手続きを行う。

なお、コールドゲームを予想するときは、適宜早めに交換を行う。

- (3) 第2試合以降のスケジュールは、予定時刻であるため、前の試合が終了後直ちに試合を開始する。ただし、前試合が棄権等で中止の時は、予定時刻で開始する。

2 本連盟主催の大会は、次の各号による方法で行うものとする。

- (1) A、B、Cクラスを問わず準決勝戦までは、7回もしくは1時間30分以内において得点差により決する。同点の場合は、試合終了時に両チーム各9人の抽選で勝敗を決する。

決勝戦は、A、B、Cクラスともに9回または2時間以内とする。ただし、7回までは行う。また、同点の場合は特別延長戦（タイブレーク）で勝敗を決するまで行う。

タイブレークは、継続打順で、前回の最終打者を一塁走者とし、二塁、三塁の走者は順次前の打者とする。すなわち、0アウト満塁の状態にして1イニング行い、得点の多いチームを勝ちとする。勝敗が決しない場合は、更に継続打順でこれを繰り返す。なお、通常の延長戦と同様規則によって認められる選手の交代は許される。

- (2) 得点差によるコールドゲームの成立は、A、B、Cクラスともに5回以降7点差があるとき。ただし、決勝戦は、5回以降10点差、7回以降7点差があるとき。

- (3) 天候その他によるコールドゲームの成立は、5回以降とする（決勝戦は7回以降とする。）

3 本連盟より当該両チームに塁審の要請があった場合は、各チームの責任において見苦しくない服装のうえ、判定には公平公正な態度で自身をもって行う。なお、事情により塁審を出せないチームは、審判員に対し抗議権は認めない。

4 本連盟より第1試合目の両チームは、ライン引き等グラウンドの整備に協力要請があったときは、自主的な協力を願いたい。

5 試合中の事故については、本連盟は責任の一切を負わない。

6 バットの素振りリング（鉄、ゴム製）の使用は禁止する。

7 マスコットバットの代用として、鉄パイプ等危険であると思われるものを球場に持ち込むことを禁止する。

8 投手が手首にリストバンド、サポーター等を使用することを禁止する。なお、負傷で手首に包帯等を巻く必要があるときは、球審の承認が必要である。

9 試合中の抗議権は、監督と当該プレーヤーまたは、主将と当該プレーヤーに限られる。従って、監督と主将が同時に抗議することは許されない。ただし、主将が当該プレーヤーの時は可とする。

10 試合の前後、挨拶の前に両チームの監督は、握手を励行すること。

11 その他については、競技者必携を参照のこと。

（審判員の裁定）

第10条 審判員の裁定については、次の各号によるものとする。

1 打球がフェアボールかファールボールか、投手の投球がストライクかボールか、更に走者がアウトかセーフかの判定は、審判員の判断に基づく裁定であり、最終的なものとし、監督、コーチ、主将、プレーヤーがその裁定に異議を唱えるべきではない（必要以上の）。従って審判員は常に冷静さを保ち、公平な裁定でなければならない。

- 2 試合中、審判員の裁定に対し、不平、不満を表現してはならない。
野球規則の禁止事項に違反した場合は、一度警告を行い、更に同様な行為を行ったときは、その者を試合から除外する。この場合は、不法行為のない者でも、その行為を阻止しなかった責任を負うものとする。
- 3 試合中、審判員及び選手に暴力を働いた者は、直ちに退場処分の処置をとる。
- 4 応援団の不法行為であっても、チームまたはチーム責任者がその責任を負うものとする。
- 5 同条第3、第4項のような事態が生じたときは、大会役員またはその代理者は、協議のうえ速やかにその処置を決定する。

(施行細則の改廃)

第11条 この施行細則は理事会の決議を経て改廃することができる。

附則 本施行細則は、平成9年1月13日から施行する。

附則 本施行細則は、平成24年2月10日から一部改正施行する。

附則 本施行細則は、平成25年2月15日から一部改正施行する。

附則 本施行細則は、平成30年10月1日から一部改正施行する。

用具・装具等

連盟主催大会で使用する用具、装具及びユニフォームは、次に定められたもの以外は使えないものとする。

2 連盟公認球は次のとおりとする。

種目	種類	直径(ミリ)	重量(グラム)	反発(センチ)
一般	M号	71.5~72.5	136.2~139.8	70~90
少年(中学)	B号	69.5~70.5	133.2~136.8	80~100
少年(小学生)	C号	67.5~68.5	126.2~129.8	65~85
学童低学年	D号	64.0~65.0	105.0~110.0	65~85
準硬式	H号	71.5~72.5	141.2~144.8	50~70

※M号規格に、ボールをつぶす力の基準として20%圧縮荷重32から40キログラムを追加導入する。(学童部J号についても導入予定)
 20%圧縮荷重とは、ボール直径を20%つぶした時の力を計算した数値。
 ※反発は150センチの高さから大理石板に落とし、計測された数値。

※「少年(中学)」は、平成30年新チームよりM号を使用する。

3 バットは、公認野球規則で規定されるもののほか、次による。

- (1) 一本の木材で作った木製バットのほか、竹片、木片などの接合バットであること。木製については公認制度を適用しない。
- (2) 金属・ハイコン(複合)バットは、J・S・B・Bのマークをつけた公認のものに限る。また、色の制限はないが単色以外の場合は連盟の承認を必要とする。
- (3) バットの使用区分は、次による。
 - ア 少年用と表示されているものは、C号及びD号ボールに使用
 - イ 少年用と表示されているもの以外は、M号、B号及びC号ボールに使用

4 装具の使用は、公認野球規則で規定されているもののほか、次の定めるものを装着または使用しなければならない。

- (1) 捕手用のマスクは、連盟公認のものを使用しなければならない。
- (2) 捕手は、連盟公認のレガーズ・プロテクター、S・Gマークのついた捕手用ヘルメットを装着しなければならない。
- (3) 打者、次打者及び走者は、S・Gマークのついた連盟公認のヘルメットを必ず着帽しなければならない。
- (4) 打者、次打者、走者、ベースコーチはヘルメットを着用しなければならない。一般チームの打者、次打者、走者は両側か片側にイヤーフラップのついたもの。少年・学童部はすべて両側にイヤーフラップのついたものとする。

- 5 ユニフォーム、スパイク等は、次に定めるものを着用しなければならない。
- (1) 同一チームの監督、コーチ、選手は、同色、同形、同意匠のユニフォームでなければならない。
 - (2) 袖の長さは両袖同一で、左袖に日本字またはローマ字による県名を必ずつけなければならない。また、他のものをつけてはならない。なお、右袖には、社章、商章、クラブのマスコット等をつけることは差支えない。
 - (3) 背番号は0番から99番までとし、参加申込書に記載されている選手は全員必ずつけなければならない。
 - (4) すべての登録チームで、背番号は、監督30番、主将10番、コーチは29番、28番とする。
 - (5) 胸のチーム名は日本字またはローマ字で表示し、チーム名の代わりにマークをつけることができる。ただし、統一しなければならない。
 - (6) 背番号の規格は、最小限15.2センチ以上。最大限、長さ21センチ、幅16センチ、太さ4センチ以内とする。
 - (7) ユニフォームの背中に選手名をつける場合は、全員が背番号の上にローマ字で姓のみとする。ただし、同姓の者がいる場合、名の頭文字を入れてもよい。
 - (8) 学童部は、金属製金具のついたスパイクを使用することはできない。
 - (9) アンダーシャツは全員同色のものでなければならない。
 - (10) 帽子は、全員同色、同形、同意匠のもの。また、ストッキングは全員同色のものでなければならない。
- 6 審判員は、審判にふさわしい服装で連盟公認審判員ワッペンを着用し、服装は、支部において統一すること。また、マスク等装具は、連盟公認のものを使用しなければならない。

附則 本用具・装具等は、平成30年10月1日から一部改正施行する。

富士野球連盟専門部会設置規程

(目的)

第1条 本規程は、本連盟規約の第4条に規定する諸事業を遂行するため、円滑な運営を図ることを目的に定める。

(専門部の設置)

第2条 前条に規定する目的を達成するために、本連盟規約の第40条の規定に基づき、次のとおり専門部を置き、各正副部長（経理部、事務局は、部長並びに局長のみ）は、会長が指名し、本連盟の理事となる。なお、理事長は、積極的に各専門部の指導と調整にあたる。

- (1) 事業部
- (2) 審判部
- (3) 少年部
- (4) マスターズ部
- (5) 経理部
- (6) 事務局

(専門部の任務)

第3条 前条に規定する各部の役割は、次のとおり定め、なお、各部は、相互の連携を密にし、理解を得て協調を図る。

(事業部の任務)

第4条 事業部は、次の各項に定める事業の運営にあたる。なお、事業を執行するため、部長は必要に応じ審判員の中から若干名を指名し、部会を設置することができる。

- 1 部長は、年度当初において、年間の各種大会等の事業計画を事務局長並びに審判部長と協議し、総会に提案する資料を作成する。
- 2 総会等諸会議の運営について、事務局長と連絡を密にして調整し、協力する。
- 3 各種大会等の抽選会場、試合会場（グラウンド等）の確保（審判部長と日程、審判員の割当て等の調整）に努める。
- 4 当支部が主管する大会、主催の公式大会等の開会式、表彰式の運営（事務局長と協議）にあたる。
- 5 副部長は、部長を補佐し、諸事業を執行する。
- 6 部長から指名された部会員は、正副部長に協力し、諸事業を執行する。
- 7 部長は、必要に応じ部会を開催し、諸事業を円滑に運営するため、必要な各部長を出席させることができる。

(審判部の任務)

第5条 審判部は、次の各項に定める事業の運営にあたる。なお、事業を執行するため部長は、必要に応じ、審判員の中から若干名を指名し、部会を設置することができる。

- 1 本連盟に登録の審判員は、部長から審判の依頼のあったときは、年間を通した中で、可

可能な限り協力するよう努める。

- 2 審判員の連絡網を班毎に作成し、できる限り全員に協力が得られるよう配慮する。
- 3 総会等諸会議の運営について、事前に事務局長と連絡を密にして、調整し協力する。
- 4 各種大会等の抽選会及び抽選の方法、試合の日程、試合会場、審判員の割当て（事業部長及び事務局長と調整）等を企画、立案し開催する。なお、総会時と原則5月と8月に、今後の大会抽選会を行う。
- 5 少年部の審判員の登用に努め（少年部長と協議し、協力依頼する）、審判員を確保し、当部の充実を図る。
- 6 本連盟主催の少年部（中学・学童部）の大会抽選会には、部長もしくは副部長が立会い、審判員を積極的に派遣する。
- 7 高野連、中学校等から審判員の派遣要請があったときは、可能な限り協力するが、本連盟主催の試合を優先するものとする。
- 8 審判員の技術向上のため、本連盟独自の審判講習会を随時開催する。
- 9 副部長は、部長を補佐し、諸事業を執行する。
- 10 部長は、必要に応じ部会を開催し、必要な各部長を出席させることができる。

（経理部の職務）

第6条 経理部長は、本連盟規約の第9章（会計）に規定するものの他、次の各項に定める職務を執行する。

- 1 予算の執行に伴う経理事務の全般を処理する。
- 2 登録申請チームの総会当日の会費徴収事務（審判員の協力を得て）を行うものとする。
- 3 予算の執行は、原則として予算の範囲内で執行する。ただし、緊急止むを得ないとき、または、支出に疑義を生じたときは、会長に報告し、処理する。
- 4 各部長（事務局長を含む）から正当な請求があったときは、速やかに支出するものとする。

（少年部の任務）

第7条 少年部は、次の各項に定める事業の運営にあたるものとする。なお、本連盟が執行する事業を遂行するため、各部長からの協力要請があったときは、相互間で協議し、協力する。

- 1 少年部長は、富士学童野球連絡協議会（以下「学童野球」という。）会長がこの職に就くことができる。ただし、本連盟に登録された者でなければならない。
- 2 本連盟主催の大会（選抜富士大会を含む。）の抽選会に立会い、審判員の要請等は、審判部長に必ず連絡し、協議する。
- 3 少年部の運営は、県連少年部または本連盟の指示に従い事業を遂行しなければならない。ただし、学童野球主催並びに富士市スポーツ少年団の行事等であっても本連盟は協力する。
- 4 部長は、本連盟総会には、中学校野球部顧問及び学童野球の役員並びに登録チームの代表（原則として監督）を出席させる。
- 5 部長は、中学生野球及び学童野球の審判員の技術向上のため、指導者及び保護者に本連

盟開催の審判講習に参加させる。

6 部長は、学童野球の審判員のうちから本連盟審判員に格上げ（審判部長と協議し）するよう指導し、協力する。また、中学生保護者に対しても、審判員加盟に協力を依頼する。

7 副部長は、部長を補佐し、諸事業を執行する。

（マスターズ部の任務）

第8条 マスターズ部は、次の各項に定める事業の運営にあたるものとする。なお、事業を執行するため、部長は必要に応じ審判員の中から若干名を指名し、部会を設置することが出来る。

1 部長は、年度当初において、年間の事業計画を事業部長、事務局長及び審判部長と協議し総会に提案する資料を作成する。

2 部長は、事業部長及び審判部長と大会の日程、審判員の割当等の調整に努める。

3 県連主催の大会への参加申込の調整にあたる。

4 副部長は、部長を補佐し、諸事業を執行する。

5 部長は、必要に応じ部会を開催し、諸事業を円滑に運営するため必要に応じ各部長を出席させることが出来る。

（事務局の職務）

第9条 事務局は、本連盟規約の第10章（事務局）に規定するものの他、次の各項に定める職務を必要に応じ各部正副部長の協力を得て事務を処理する。

1 局長は、本連盟の事務手続きに関する全般を処理する。

2 県連との連絡調整に関する事務手続きを行う。

3 総会の運営に関し、各部長の協力を得て総合調整し、提出議案の調整及び作成事務を行う。

4 理事会等諸会議の開催通知の事務を行う。

（各部会への出席）

第10条 会長及び理事長は、必要に応じ各専門部会に出席し、意見を述べる事ができる。

（報告の義務）

第11条 各部長は、部会で協議した事項は、会長及び理事長（各部会に出席の場合は除く。）に報告するものとする。

（設置規程の改廃）

第12条 この設置規程は、理事会の議決を経て改廃することができる。

附則 本規程は、平成9年1月13日から施行する。

附則 本規程は、平成24年2月10日から一部改正施行する。

附則 本規程は、平成28年2月18日から一部改正施行する。

附則 本規程は、平成30年10月1日から一部改正施行する。

富士野球連盟マスターズ部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 富士野球連盟マスターズ部（以下「富士マスターズ」という。）と称し、各チームは富士野球連盟に登録する。

(事務所)

第2条 富士マスターズは、事務所を富士野球連盟事務局長宅に置くものとする。

第2章 目的及び事業運営

(目的)

第3条 富士マスターズは、一般社会人と還暦野球の間の選手層をつなぐと同時に、生涯スポーツとしてのチーム・選手相互の交流と親睦を深め、地域の軟式野球を充実させることを目的とする。

(事業)

第4条 事業運営は、「富士野球連盟規約」「富士野球連盟施行細則」「富士野球連盟専門部会設置規程」を準用する。ただし、上記に当てはまらないものについては、富士マスターズ事業運営細則によるものとする。

(登録資格)

第5条 登録については、富士野球連盟に登録する。

- (1) 年齢は4月1日現在で満40歳以上の者
- (2) 登録は、社会人チームと富士マスターズの重複を認める

第3章 役員

(役員)

第6条 富士野球連盟専門部会設置規程第2条により、正副部長を定め事業の運営と任務にあたる。

(役員の任期)

第7条 役員任期は、富士野球連盟規約第22条第1項を適用する。

第4章 加盟及び脱退

(加盟)

第8条 富士マスターズに登録するチームは、富士野球連盟の定める登録申込書に会費を添えて、毎年定時総会時に新規及び更新の手続きを行う。登録手続きが完了して富士マスターズとしての資格を得て、富士野球連盟の正会員となる。なお、新規加盟については、入会金を徴収する。

(脱退)

第9条 正規会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 富士野球連盟規約第12条に定める条件を欠き不適格と認めたもの
- (2) 自らが脱退の意思を表明したとき
- (3) 本連盟が除名処分としたとき

(規約の改廃)

第9条 この規約は、理事会の議決を経て改廃することができる。

附則 本規約は、平成27年2月12日より施行する。

附則 本規程は、平成30年10月1日から一部改正施行する。

富士マスターズ事業運営細則

(大会)

第1条 大会は、年間のリーグ戦結果により、プレーオフによる順位決定のトーナメント戦を行う。

なお、各年度のチーム数により、大会実施方法を変更する場合がある。

第2条 優勝チームを中心に、毎年開催される「日本スポーツマスターズ軟式野球静岡県大会（勝ち進めば、東海ブロック大会・全国大会）」及び「ナガセケンコー杯東部総合選手権マスターズ大会」の出場資格を得る。

- 1 上位大会参加に際しては、富士野球連盟マスターズ部規約及び事業運営細則によらず各大会の実施要領に基づく。
- 2 上位大会参加に際しては、富士野球連盟の承認があれば富士マスターズ登録選手及び富士野球連盟登録選手の補強を認める。

(ユニフォーム類)

第3条 ユニフォーム、ヘルメット、スパイク等は、統一されていることが望ましいが、一定の期間（発足後3年程度）は強制しない。

(傷害保険)

第4条 傷害保険は、各チームで加入する。

(登録料)

第5条 新規登録料と年間登録料は次による。

- (1) 新規登録料は、5,000円とする。
- (2) 年間登録料は、25,000円とする。

(運営細則の改廃)

第6条 この運営細則は、理事会の議決を経て改廃することができる。

附則 本細則は、平成27年2月12日より施行する。

附則 本細則は、平成30年10月1日から一部改正施行する。